

## 第三次伊賀市子ども読書活動推進計画策定方針（案）

### 1 策定の経緯

国は子どもの成長過程における読書活動の重要性に鑑み、平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、子どもの読書活動の推進に関する国及び地方公共団体等の責務を明記しました。

この法律に基づき、国では「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、三重県においては、法律や国の基本計画をふまえ、「三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、概ね5年ごとに改定を行い、子どもの読書活動の推進のための方策を示すとともに、取組を進めてきました。

本市では、平成20年3月に「伊賀市子ども読書活動推進計画」を、平成25年3月に「第二次伊賀市子ども読書活動推進計画」を策定し、5年間を計画期間として家庭・地域・学校等と協力して子どもの読書活動を推進してきました。

子ども読書活動推進計画失効後は、総合計画・教育方針に子ども読書活動を位置づけ、事業を推進しています。

### 2 策定の目的

国・県及びこれまでの市の取組により、社会全体で子どもの読書活動の重要性が徐々に理解され、このことが以下の成果につながってきたと考えます。

伊賀市で実施した平成24年度と平成29年度子どもの読書活動に係るアンケート調査結果をみると、「1か月に一冊も本を読まない小・中学生の割合」（不読率）が改善し、「本を読むのが好きな小・中・高校生の割合」も向上しています。また、上野図書館や地域の図書室における児童書の貸出冊数が年々増加しています。

しかしながら、近年の子どもを取り巻く環境の急激な変化は、子どもの読書活動にも大きな影響を与えている可能性があり、全国学力・学習状況調査質問紙調査の平成29年度と令和5年度の伊賀市の結果をみると、「読書が好き」と回答した子どもの割合が下降傾向にあります。さらに、令和5年度質問紙調査の伊賀市の結果から、平日に読書に親しむ時間が全国に比べて短いこと等、対応すべき課題が明らかになっています。

そこで、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に規定されているように、県の計画を基本としつつ、本市の状況等をふまえ、子どもの読書活動を効果的に推進するための新たな計画「第三次伊賀市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

この計画は、伊賀市総合計画を推進するための具体的な計画の一つであり、こ

れまで実施した取組の成果と課題等を踏まえ、今後の本市における子どもの読書活動の推進に関する具体的な取組を示します。

### 3 計画の期間

令和8年度から5年間とします。

ただし、社会情勢の急激な変化等により改定が必要になったときには、計画期間内であっても見直しを行います。

### 4 計画の対象

おおむね18歳以下の者とします。